

タイのアンチダンピング法（要旨）

東京大学大学院法学政治学研究科
修士課程公法専攻公共政策専修コース
吉田崇

近年、増発する途上国によってなされる AD（アンチダンピング）措置について、国際協定との整合性が疑わしいとする主張がなされることがある。そこで浮かんでくるのが、途上国は自国の国内産業を保護しようとするあまりに、近年になって AD 措置を国際協定に違反するかたちで発動し始めたのではないだろうか、だからこそ件数が増加してきたのではないだろうか、という疑問である。果たして途上国の AD 措置は国際協定に整合的に行われているのだろうか、それともやはり整合的とは言えないものだからこそ増加しているのだろうか。本稿では途上国の例としてタイを取り上げて検討することを試みる。

タイにおいてはこれまで 1964 年旧 AD 法、1991 年 AD 告示、1996 年 AD 告示、そして 1999 年新 AD 法の四つの AD 法が存在した。現時点で何らかの効力を有している AD 法は 1996 年 AD 告示と 1999 年新 AD 法の二つである。これらは AD 協定の内容を完全に網羅していないという問題はあるものの、あからさまに協定に反するような規定、あるいは他国の AD 法のように整合性に関して議論を招くような規定はなく、おおむね AD 協定に整合的なものであるという評価をすることが許されるだろう。しかしながら、用意された AD 法が整合的なものであるからといって、その運用も常に整合的なものであるとは限らない。本稿ではタイのプラクティスが WTO という公の場に晒された事例として、ポーランドからの H 型鋼に対する AD 措置を検討する。そして次に、国内産業の保護のために AD 措置と他の措置が組み合わされた事例である 14 カ国からの熱延鋼板に対する AD 措置を題材に、タイにとっての AD 措置の存在意義を検討することを試みる。

まずパネル決定では、AD 協定第 3 条 4 項及び第 3 条 1 項に整合的ではない点について、整合的なものとするようタイが措置を講じることが求められた。パネル決定を受けてのタイのプラクティスでは、問題とされた点については改善がなされていると評価をしてもよい。しかし問題の損害決定のための手続きだけではなく、評価の内容についても、将来の紛争の原因となる可能性が残されていると言わざるを得ないだろう。

次にタイは日本を含む 14 カ国からの熱延鋼板の輸入に対して 2002 年 7 月 8 日に AD 調査を開始した。しかし同年 1 月 29 日から既に BOI（投資委員会）の権限により鉄鋼製品の輸入に対して、投資奨励法に基づく特別手数料を課していた。これ自体、国際協定との整合性はかなり疑わしいものである。それに点に加え、AD 措置と関連するのは以下の問題である。第一に、本件では本来は当初からダンピング輸入による被害として AD 措置をとるべきであった。しかし実際には AD 措置ではなく BOI の特別手数料という措置が初めに選ばれた。BOI の措置はダンピング輸入による損害を念頭においたものではないのであろう

が、現実には AD 措置と同様に利用されうるし、しかも AD 措置よりもかなり容易に発動ができるのである。そしてその規定も運用も、国際協定に照らし合わせて整合的であるとは言い難い。第二の問題は、本件の背景からは AD 措置ではなくセーフガードが適切な措置であったことである。本件で AD 措置が選ばれた理由は AD 措置の方がセーフガードに比べて発動が容易であったからに他ならないように思われる。第三に、タイは鉄鋼製品について独自の規格を強制規格化することを目指している。果たしてそれが国際協定に整合的なものか注意が必要である。第四に、輸出入法に基づいてもタイは輸入制限を行っている。現状では、ダンピング輸入という要件を満たさなくても国内産業保護のために輸入規制措置が取れる仕組みになっている。このような措置は国際協定に整合的になされるものではない。タイはこれらの各種の輸入規制措置を、その理念を深く考慮することなく、ただ国内産業の保護という目的のために存在する手段としてのみ捉え、その時々でもっとも都合の良いものを選んで利用しているのではないだろうか。そうであるとすれば、タイが何らかの措置をとった場合に、果たしてそれが当該措置の要件を満たすものであるのか検討するだけでなく、その措置が他の目的の隠れ蓑として利用されていないかという点にも注意しなくてはならない。

タイの AD 法とプラクティスは果たして国際協定に整合的なものと言えるかどうか。それは評価の分かれるところであろう。しかし国際協定への違反の存在は認めるとしても、しかし「濫用」の原因をそこに求めることができるほど不整合というわけでもないと一応は評価をすとしたならば、タイの AD 調査件数の近年の増加の原因は他のどこにあるのだろうか。タイの AD 調査が集中している鉄鋼製品に注目して検討してみたい。

タイはもともと農業国だったということもあり、近年までは鉄鋼産業がそれほど盛んではなかった。しかし 1985 年のプラザ合意以降の円高・ドル安を背景として、タイでは日系企業を中心とした外資の導入による輸出志向型工業化が進み、また観光業の発展や 1987 年からの建設ラッシュも重なって、タイ国内での鉄鋼の需要が急増した。それに伴って鉄鋼製品の輸入量も増加していった。この時期になってついに、タイは本格的に鉄鋼産業を国内に設けることを考え始めた。AD 提訴を行う 4 企業が設立されたのも、まさにこの時期のことであった。ところが 1990 年代後半に入るとタイ経済に大きな転換点が訪れた。国内の建設ブームが 1995 年にピークに達した後、飽和状態からの不況へ突入し、さらには 1997 年の通貨危機、経済危機を迎えて国内での鉄鋼消費量が激減してしまったのである。このような状況で、タイも国内産業保護のために何らかの措置をとる必要に迫られるようになった。以上のような背景のもとで、鉄鋼産業の保護のためにタイに残されていた手段こそが、AD 措置だったということになる。近年の調査開始件数の急増の原因には、ダンピング輸入という事実だけではなく、タイ国内の鉄鋼の需要の減少と供給の過剰が大きな影響を及ぼしていたのである。タイによる AD 措置は決して無節操に行われているわけではないし、恣意的な「濫用」が行われているとも言えない。自らの経済発展に必要不可欠であると考える産業に保護が必要であると考えた場合に、かつ関税引き上げだけでは対処できな

いと考えた場合において、AD 措置が発動されているのである。現状に対して、AD 協定を改正して規律を強化することが主張されることが多いが、少なくとも途上国による件数の増加に関して言えば、単純に規律を強化するだけでは問題の解決にはならないのかもしれない。むしろ途上国が AD 措置に頼らなくてはならない歪んだ状況をこそ改善し、経済発展のために合法的で効果的な措置をとれる仕組みを考えることが必要であるように思われる。